

令和4年3月10日

医学部医学科学生・保護者各位

教務委員長 安陪 等思

本試験を受けなかった場合の取り扱いについて（通知）

本来は本試験を寝坊、時間間違いなどで受験しない場合には不合格（留年）となるが、最近そのような学生が散見される。今までは温情を持って対応した面があったが、この状況では試験における公平性が保たれず、かつ、学内における緊張感が欠ける状況を招くので、今後（令和4年4月1日以降）は下記規則どおりの対応とするので通知する。

講義と実習に参加できなかった場合の欠席回数については下記のごとく救済されうるが、そもそも本試験を受験しないことは想定されておらず、今後、特別な事情があり、かつ、事前（試験開始後20分以前）に教務課への連絡がない限りは本試験欠席による追試験が許可されることはないと認識すること。その例としてはインフルエンザ、コロナ感染症などで出校停止となるような場合を想定している。

なお、試験時間になっても着席していない場合には該当学生に教務課から連絡をしていたが、保護者への連絡を含めて一切行わないことを併せて通知する。

記

履修及び試験における細則（医学部医学科）

※全文はシラバスに掲載

第2条 医学部規則第7条第2項に規定する試験は、原則として、次のとおりとする。

（途中省略）

(5) 追試験 第7条に定める正当な理由又は傷病により、中間試験又は定期試験を受験できなかった者は、その試験終了後に実施する。

第7条 各科目につき、授業毎に出欠を調べ講義回数の1/3以上、実験及び実習回数の1/4以上欠席した者には、受験資格を与えない。ただし、次に定める理由による欠席回数については、届け出を行った場合は、特別に考慮する。

- (1) 本人が結婚するとき
- (2) 忌引
- (3) 法令・天災・その他本人の責に帰することのできない理由によって災害を受け、又は交通を遮断されるなどの場合
- (4) その他、事前に医学部長の承認を得た場合

なお、令和3年度において寝坊、時間間違いで追試験を受けることが許された学生については「態度不良」として記録する。

以上